錦江町農業委員会8月総会議事録

- 開催日時 平成30年8月27日(月) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原	原勝吉
代理	2番	鈴	一麿
委員	3番	鍋	康博
IJ	4番	鳥越	秀一
IJ	5番	徳永	哲朗
JJ	6番	坂元	博美
JJ	7番	寺田	郁哉
JJ	8番	安水	純一
JJ	10番	貫見	和洋
JJ	11番	毛下	利美
JJ	12番	内薗	雄治
IJ	13番	宿利原	京 進
JJ	14番	本釜	好子
JJ	15番	平原	榮

農地利用最適化推進委員

 "
 内菌
 政文

 "
 山中
 徹

 "
 水流
 佳文

 竹原
 政洋

 安水
 峯晴

 "
 西川
 健児

 折小野
 道男

 "
 持備

 月指
 義洋

○欠席委員

委員 9番 元丸 敏朗

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議 事
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会務報告について
 - 第3 附議事項
 - 議案第19号 農地法第3条許可申請について
 - 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利 用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

只今より平成30年8月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたし	++
議長 本日は元丸委員が欠席でありますが、錦江町農業委員会会議規則第	38条の規定に
より、総会は成立していることをお知らせします。	
それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により	オロの会議
録署名委員に14番 本釜委員と15番 平原委員を指名いたしますの)で、よろしく
お願いします。	
議 長 次に、会務報告についてを議題とします。	
事務局から報告と説明をお願いいたします。	
事務局 「会務報告と説明」	
議 長 只今の会務報告について、質問等はありませんか。	
全委員 (発言なし)	
無いようですので、以上で会務報告を終わります。	
それでは附議事項に入ります。	
議長 議案第19号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。	
事務局の説明をお願いします。	
事務局 それでは議案第19号について説明いたします。	
受付番号6号の譲渡人は、O・Hさん、O府在住の方です。	
申請地は城元字森山1342番1、地目は田、地積は414㎡	となっていま
す。	
譲受人はM・Tさん、S自治会在住の方です。	
この申請は売買による所有権移転となっています。	
M・Tさんの経営状況は、世帯員4名、労働力3名、自作地17,	144mºで、
水稲、お茶を主体とした経営をされています。	
農業機械等の所有状況は、トラクター、耕転機各1台となってい	います。
この件の担当調査員は4番 鳥越委員です。	
以上です。	

議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を4番 鳥越委員お願いします。
4番鳥越委員	この件ですけれども、1枚の田んぼに414㎡入っているような田んぼで、これはMさんが使用されている田んぼの一角にこの分が入っていた場所です。これを今度M・Tさんが、これはM・TさんというのはM・Mさんの長男で、一緒にお茶を、土日にかけてお茶を一緒にするということで、今度購入ということになりました。ちなみにお金は〇万円でした。
議長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第19号を採決します。 お諮りします。 議案第19号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第19号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第20号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題としま す。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は27筆の利用集積計画について審議しなければな りませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、そ の都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

それでは、議案第20号のうち、受付番号83号から86号までを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第20号について説明いたします。

先ず受付番号83号の貸し人はI・Tさん、Y自治会在住の方です。

申請地は田代麓字中村上原5580番1、地目は畑、地積は3,206㎡となっています。

貸付期間は平成30年8月28日から平成35年12月14日までで、小作料金は10a当たり8,000円となっています。

次の受付番号84号の貸し人はU·Mさん、O府在住の方です。

申請地は田代麓字原田3002番1、地目は田、地積は1,160㎡となっています。

貸付期間は平成30年8月28日から平成35年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。

受付番号83号、84号の借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。

Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地8,467㎡、 小作地105,911㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、モア各2台、 テッダー、2tダンプ、軽トラック各1台となっています。

受付番号83号、84号の担当調査員は、3番 鍋委員です。

次の受付番号85号の貸し人はO·Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は馬場字寺前ノ上2029番1、地目は田、地積は1,517mとなっています。

貸付期間は平成30年9月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は40,000円となっています。

借り人は、(株) T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

(株) T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が25名で7000日、自作地1,485㎡、小作地219,479㎡㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター6台、乗用防除機2台、管理機3台、コンバイン、田植機各1台となっています。

この件の担当調査員は、7番 寺田委員です。

次の受付番号86号の貸し人はT・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は神川字川路迫1779番1、地目は畑、地積は2,995㎡のうち1,300㎡となっています。

貸付期間は平成30年12月25日から平成34年12月14日までで、小作料 金は15,000円となっています。

借り人は、M・Zさん、B自治会在住の方です。

M・Zさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、自作地53,506㎡、 小作地33,431㎡で、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、動噴、管理機、裾払機、肥料散布機、軽トラック、トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、14番 本釜委員です。以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号83号、84号について、3番 鍋委員お願いいたします。

3 番

はい。説明をいたします。

鍋 委員

借り手の方は同一の方で、83号は継続、84号は新規の利用権設定となっております。まず場所ですが、83号の字中村上原というところですが、田代の中心部より少し離れて一段小高くなったところに、目印として田代中学校がありますが、この中学校の隣接地が南部開発で造成されました中村上原という団地となっておりまして、この中の一角にあります。

次の84号ですが、原田というところは役場の田代支所のすぐ近くでして、国道448号線沿いにJAのガソリンスタンドがありますが、このスタンドの裏手側になります。84号の場所が以前JAのハウスが建てられていました。現在は撤去されて1枚畑の更地となっております。1枚畑ですが、実はこの筆は3人の地権者がおられまして、農地の利用として借り手は探せましたが、その手続きが少し複雑となってしまっております。2名の方は中間管理機構を通じて、2か月ほど前のこの場で終了しておりますが、もう1名の方は亡くなられておりまして、そのようなことで従来の利用権設定の必要性が出てきまして今回上がってきたところです。

借り人のY・Hさんですが、度々この会議でも登場されておられますのでご存知だと思いますが、畜産の専業農家で、息子さんと二人三脚で親牛37頭を飼って頑張っていらっしゃいます。親子ともに認定農業者でもあられ、錦江町の定める要件等クリアされておられます。何ら問題はないと思います。よろしくご協議をおねがいします。

議長	ありがとうございました。 次に、受付番号85号について、7番 寺田委員お願いいたします。
7 番 寺田委員	はい。85号の借り人について説明申し上げます。皆さんもご存じのとおりT・ Fさんでございまして、錦江町が定める利用権を結ぶにあたっての要件はすべて 満たしていると思われますので、審議のほどよろしくお願いいします。
議長	ありがとうございました。 次に、受付番号86号について、14番 本釜委員お願いいたします。
14番本金委員	はい。報告いたします。 こちらの畑は茶園になっております。Tさんが高齢でもあり、お茶を持続する ことが困難ということで、他にもMさんにお茶畑を貸されているということで、M さんに貸したいということで決まりました。何ら問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第20号のうち受付番号83号から86号を採決します。 お諮りします。 議案第20号のうち受付番号83号から86号までについては、原案のとおり 決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第20号のうち受付番号83号から86号までについて は、原案のとおり決定しましした。

議長	次に議案第20号のうち、受付番号87号から109号までについてを議題
成 以	大に 職業 第20万の プラ、 文刊 番 万 8 7 万 から 1 0 9 万 ま くに ブ・ C を 職題 とします。
	事務局の説明をお願いいたします。
	ナ 3/J /HJ Y - NUL 7 J C 4 O /N X X X / C U み J O
 事務局	それでは議案第20号のうち、受付番号87号から109号までについて説
	明をいたします。
	受付番号87号から109号までについては、農地中間管理事業による利用
	権の設定でございます。
	お手元の配分計画案をご覧ください。
	左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そ
	して一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前とい
	うことで、従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によ
	るという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えで
	ございます。そして17番から20番までのI製茶さんの分でございますけれ
	ども、現在茶園が荒れている状態となっております。これをもう一回整備をし
	直して茶園として活用するということで、3年間は借地料の猶予ということ
	で、契約を結ぼうとするものでございます。説明については以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
6 番	この21,22番のNさんは何を作るんですか。
坂元委員	
事務局	Nさんは去年はブロッコリーを作っています。
	ちょうど昔のMのあった場所の向かい側です。
	Nさんはエノキの生産をされているんですが、それと一緒に野菜も出したい
	ということで、最近野菜をされています。
6 番	従業員を使うということで。
坂元委員	
事務局	そうです。

11番 毛下委員	この103番のIさんのところすごく広いんですけれども、何かお茶を抜根 して何かするんですか。
事務局	もともと茶園であったところを作っていらっしゃらなくて荒れているところなんですけれども、IさんとYさんのところの茶園を有機栽培でされるということで、熟成茶というのをされるということです。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第20号のうち、受付番号87号から109号までを採決します。 お諮りします。 議案第20号のうち、受付番号87号から109号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第20号のうち、受付番号87号から109号までについては、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、平成30年8月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14番

15番

議事録調整者 窪 和人